

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 10 月 11 日（金）第 557 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が政見放送を行うことができる
基幹放送事業者及び政見放送の回数（選挙管理委員会取扱い） 1
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿登録の基準日（選挙管理委員会取扱い） 1
- 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場へのポスター掲示開始期日
（選挙管理委員会取扱い） 1

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 45 号

令和 6 年 10 月 27 日 執 行 の 衆 議 院 小 選 挙 区 選 出 議 員 選 挙 に お いて、 候 補 者 届 出 政 党 が 公 職 選 挙 法（昭和 25 年 法 律 第 100 号）第 150 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 政 見 放 送 を 行 う こ と が で き る 基 幹 放 送 事 業 者 及 び 当 該 基 幹 放 送 事 業 者 の テ レ ビ ジ ョ ン 放 送 又 は ラ ジ オ 放 送 の 放 送 設 備 に よ り 行 う こ と が で き る 政 見 放 送 の 回 数 を、 次 の と お り 定 め た。

令和 6 年 10 月 11 日

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 松 下 良 成

届出候補者の数	基幹放送事業者	放送設備	政見放送の回数
1 人 又 は 2 人	株式会社鹿児島讀賣テレビ	テレビジョン放送	1 回
	株式会社鹿児島放送	テレビジョン放送	1 回
3 人 から 5 人 ま で	株式会社鹿児島讀賣テレビ	テレビジョン放送	1 回
	株式会社鹿児島放送	テレビジョン放送	1 回
	株式会社南日本放送	テレビジョン放送	1 回

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 46 号

公 職 選 挙 法（昭和 25 年 法 律 第 100 号）第 22 条 第 3 項 の 規 定 に よ り、 令 和 6 年 10 月 27 日 執 行 の 衆 議 院 小 選 挙 区 選 出 議 員 選 挙 に お ける 選 挙 人 名 簿 の 登 録 に つ い て、 被 登 録 資 格 の 決 定 の 基 準 と な る 日 を 同 月 14 日（た だ し、 年 齢 に つ い て は 同 月 27 日）と 定 め た。

令和 6 年 10 月 11 日

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 松 下 良 成

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 47 号

公 職 選 挙 法（昭和 25 年 法 律 第 100 号）第 144 条 の 2 第 5 項 の 規 定 に よ り、 令 和 6 年 10 月 27 日 執 行 の 衆 議 院 小 選 挙 区 選 出 議 員 選 挙 に お ける ポ ス タ ー 掲 示 場 に ポ ス タ ー を 掲 示 す る こ と が で き る 日 を 同 月 15 日 か ら と 定 め た。

令和 6 年 10 月 11 日

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 松 下 良 成